

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

【国保】

D-225 慢性肝炎疑いに対するヒアルロン酸の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

慢性肝炎疑いに対する D007「45」ヒアルロン酸の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

ヒアルロン酸は、肝細胞の炎症後に起こる線維化に伴い合成が亢進し分解が障害され血中濃度が上昇することにより、肝臓の線維化を反映するマーカーとされている。また、厚生労働省通知※において、「本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。」と示されている。

慢性肝炎を疑う状態では、肝の線維化が進んでいる可能性は低く、本検査の有用性も低い。

以上のことから、慢性肝炎疑いに対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について